

# 栃木県権限移譲基本方針

平成 18 年 5 月

平成 23 年 5 月改定

平成 28 年 9 月改定

## 目次

I	方針改定の趣旨	1
II	移譲の基本的な考え方	2
1	市町と県の役割	
2	移譲事務の基準	
III	移譲の進め方	3
1	移譲に当たっての基本原則	
2	移譲対象事務	
3	移譲の推進方法	
IV	市町に対する支援	6
1	人的支援	
2	財源措置	
3	その他の支援	
V	方針の推進期間	6
VI	移譲の手順及び時期	7
1	移譲の手順	
2	移譲の時期	
別表	移譲対象事務リスト	8

## I 方針改定の趣旨

平成11年の地方分権一括法の成立に伴う地方自治法の改正により、新たに事務処理特例制度が創設され、本県においては、平成11年12月に「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」を制定し、市町への権限移譲を積極的に進めてきた。

さらに、平成18年には「栃木県権限移譲基本方針」（以下、「当初方針」という。）及び「栃木県権限移譲推進計画」を策定し、市町への計画的な権限移譲を行うとともに、平成23年には同方針を改定（以下、改定した方針を「第2次方針」という。）し、市町が必要な権限を自ら選ぶ「手挙げ方式」を採用するなど、市町の実情に応じた権限移譲に努めてきたところである。

これらの取組により、本県における移譲実績は平成28年4月1日現在で83法律となり全国的に見ても上位に位置するなど、住民に身近な市町への権限移譲が進んでおり、住民負担の軽減や地域の実情に応じた行政運営が図られてきたところである。

一方、市町における行財政改革の推進による職員数の減少や移譲事務に係る情報等の不足を背景として、近年は市町からの新規移譲希望が減少傾向にあり、また、移譲受入について各市町間での差異も見られるところであるが、権限移譲の推進は、市町が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生にも寄与する重要な取組である。

今後とも、住民に身近な行政サービスは市町が担うことが望ましいとの考え方の下、県と市町が適切な役割を担いながら権限移譲を推進していくため、これまでの成果と課題を踏まえた方針の改定を行い、より一層効果的な権限移譲に努めていくこととする。

## II 移譲の基本的な考え方

### 1 市町と県の役割

地方分権時代にあって、市町が真に輝き、本県が将来に向けてさらに発展していくためには、住民に最も身近な市町が、地域における総合行政の担い手としての役割を十分に果たしていくことが求められる。

住民に身近な行政サービスはできる限り市町が担い、県は、広域にわたる事務や市町では対応が困難な専門性の高い事務等を担うという、近接性・補完性の考え方による役割分担を基本とし、共に地方分権を推進していく。

#### (参考) 地方自治法の規定による市町村と県の役割分担

- 市町村の役割（第2条第3項）  
市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域における事務を処理する。
- 県の役割（第2条第5項）  
県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、次のものを処理する。
  - ① 広域にわたるもの（広域事務）
  - ② 市町村に関する連絡調整に関するもの（連絡調整事務）
  - ③ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるもの（補完事務）

### 2 移譲事務の基準

市町と県の役割を踏まえ、以下に掲げる5項目のいずれかに該当するものについて、市町と県が協議の上、権限移譲を推進する。

- (1) 地域住民の利便性向上が図られるもの  
市町で事務が行われることにより、住民の負担が軽減され、住民の利便性の向上が図られる事務
- (2) 市町の自主性・自立性が発揮されるもの  
地域住民の意向を反映した意思決定や地域の特色を活かした行政施策の展開が可能となる事務
- (3) 一体的・総合的な行政運営が図られるもの  
移譲される事務と、従来から市町で処理している事務とを一体的かつ総合的に行うことによって、その相乗効果が発揮できる事務
- (4) 迅速な対応が可能となるもの  
市町で事務が行われることにより、事務処理の迅速化が可能となる事務
- (5) 広域連携により効率的な事務処理が可能となるもの  
一部事務組合や事務委託など広域連携の仕組みを活用することにより、効率的な事務処理が可能となる事務

### Ⅲ 移譲の進め方

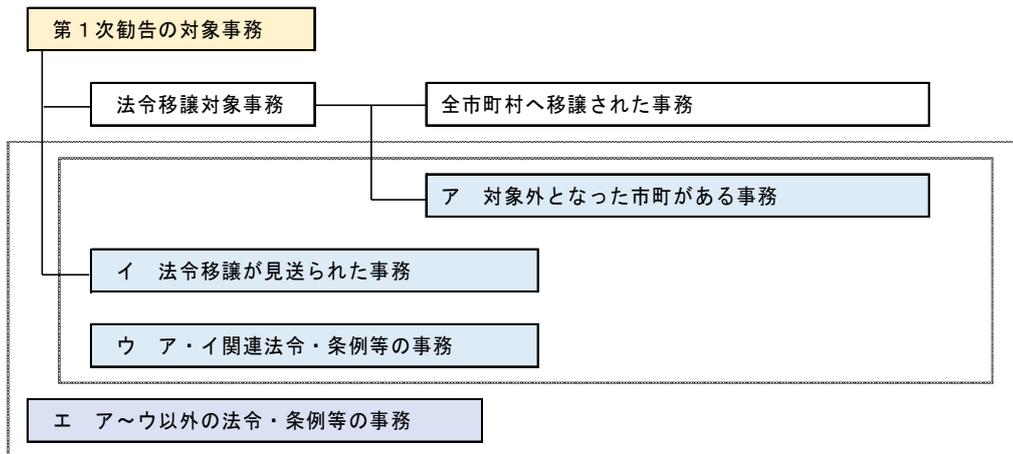
#### 1 移譲に当たっての基本原則

- (1) 市町の選択による権限移譲  
市町が自らの判断により、移譲事務を選択することとする。  
なお、県全体の効率的な事務執行等の観点から、同時期に一律の移譲が必要なもの等については、県と市町が協議して対応することとする。
- (2) 相互の合意に基づく権限移譲  
移譲する権限の内容や時期等については、県と市町が十分に協議を重ね、相互の合意の下に権限移譲を進めることとする。
- (3) 計画的な権限移譲  
個々の市町の実情を踏まえ、計画的に権限移譲を進めることとする。
- (4) 効率的な権限移譲  
法令移譲に併せて移譲することが効率的な事務については、原則として法令移譲と同時に移譲することとする。
- (5) 包括的な権限移譲  
許認可及び検査・指導監督など、同一の法令等における一連の権限を最小の移譲単位とし、一体的に移譲することとする。  
また、法令等が異なる場合であっても、関連する権限を一括して移譲することが効率的な事務については、これらを包括的に移譲することとする。

#### 2 移譲対象事務

- (1) 移譲対象事務の考え方  
第2次方針で移譲対象事務として整理した事務については、下記②に該当する事務を除き、引き続き移譲対象事務とする。  
また、他都道府県で移譲実績があり、かつ、本県においても移譲の効果が期待される事務を新たに移譲対象事務に追加する。
  - ① 移譲対象事務の区分  
平成20年5月の地方分権改革推進委員会の第1次勧告に掲げる事務との関係から、移譲対象事務を4つの類型に区分する。
    - ア 法令移譲対象事務のうち、対象外となった市町がある事務
    - イ 第1次勧告で示された事務のうち、法令移譲が見送られた事務
    - ウ 上記ア及びイの事務に関連する法令・条例等に基づく事務
    - エ 上記アからウ以外で、住民の利便性向上、県・市町の業務効率化につながる事務
      - ・当初方針で市町が担うことが望ましいとして整理した事務
      - ・他都道府県で移譲実績があり、かつ、移譲の効果が期待される事務 など

[移譲対象事務の区分]



② 移譲対象としない事務

ア 法令等の規定の趣旨により移譲できない事務

- ・ 法令の規定による県条例の制定に係る事務
- ・ 事務処理に係る国の財政支援の対象が都道府県に限定されている事務 など

イ 現時点では移譲が困難な事務（移譲に向けての課題が解決されれば移譲対象とする事務）

- ・ 全県の見地から調整が必要な事務
- ・ 相当程度専門的な事務で、市町での対応が非効率と考えられる事務
- ・ 新たな事務の発生が当面見込まれない事務
- ・ 県が実施する事業等に付随する事務 など

(2) 移譲対象事務リストの提示

県は、市町が自主的かつ計画的に移譲事務を選択できるようにするため、上記の考え方により移譲が適当と判断する権限を選定し、本方針の別表として移譲対象事務リストを市町に提示するものとする。

(3) 移譲対象事務リストの見直し

移譲対象事務リストは、国の法改正の動向及び市町からの要望等を踏まえ、本方針期間内であっても、必要に応じて見直すこととする。

なお、現在、法令等の規定の趣旨により移譲できない事務について、市町から新たな移譲希望などがあつた場合には、県と市町の共通理解の下、平成26年度から導入された国への提案募集方式を活用して、国に対して積極的に法令改正等の提案を行っていくものとする。

### 3 移譲の推進方法

#### (1) 重点移譲事務の選定

県は、市町の意見を踏まえた上で、以下の考え方に該当する事務を重点移譲事務として選定する。

- ① 本県の市町に移譲実績がある事務（中核市のみを対象とした事務を除く）のうち、県全体の事務執行の効率化や市町間の統一的な取扱いを確保する観点から、未移譲の市町へ特に移譲を推進すべき事務
- ② 実質的な対応や関連する事務が市町で取扱われており、効率性の観点から特に市町へ移譲を推進すべき事務

#### (2) 県と市町との協議

県は、各市町の意向や実情を十分に踏まえ、権限移譲を効果的に実施するため、以下のとおり市町との協議等を行うこととする。

##### ① 市町村権限移譲調整会議

基本方針の改定、移譲対象事務の見直し及び重点移譲事務の選定等に当たり、全市町を対象とした「市町村権限移譲調整会議」を開催し、協議・調整を行う。

##### ② 検討部会

重点移譲事務の移譲の推進など、移譲に係る個々の課題について協議・検討を行うため、必要に応じ、調整会議の下に県所管課及び関係市町で構成する「権限移譲検討部会」を設置する。

なお、検討部会による検討結果は、調整会議において報告するものとする。

##### ③ 中核市との個別協議

平成25年6月の第30次地方制度調査会の答申において、事務処理特例制度による中核市への権限移譲の拡大が示されていることを踏まえ、中核市と個別に協議を行いながら、権限移譲の拡大に努めることとする。

#### (3) 県民等への情報提供

県及び市町は、本方針に基づく移譲が円滑に進むよう、各種広報等により県民及び関係機関に周知するものとする。

#### (4) 県と市町の連携強化

権限移譲は、県と市町が双方の行政運営の効率化に留意し、適切な役割分担の下に推進する必要があることから、広域連携の活用、県と市町双方の業務効率化や規制緩和など権限移譲に関連する課題についても、必要に応じて、市町村権限移譲調整会議等において幅広く研究していくこととする。

## IV 市町に対する支援

### 1 人的支援

権限移譲に伴い専門的な知識や技術等を必要とする場合、市町の事務執行体制の整備状況や地域的な実情等を考慮して、必要に応じて市町職員の実務研修の受入れや県職員の市町派遣を実施する。

### 2 財源措置

県は、栃木県市町村総合交付金交付要綱に基づき、権限移譲に関する下記の経費について市町に交付する。

#### (1) 移譲事務の処理に要する経費

移譲事務の処理に要する経費について、適切に積算・交付する。

なお、社会経済情勢の変化等に伴い、交付金の算定が著しく実情に合わない場合には、市町と協議を行い必要に応じて見直すこととする。

#### (2) 移譲の準備に要する経費（権限移譲促進特別交付金）

本方針の推進期間内において効果的な権限移譲を促進するため、住民への広報費など、移譲の準備に要する経費の一部を初年度に限り交付する。

### 3 その他の支援

#### (1) 移譲に向けた支援等

##### ① 説明会の開催

県は、移譲事務について、あらかじめ市町職員に対する説明会を開催する。

##### ② 事務処理マニュアルの配布

県は、移譲後の事務処理が円滑に進むよう、必要に応じて、移譲事務に関する事務処理マニュアルを作成し、市町に配布する。

##### ③ 適切な事務引継

県は、必要に応じ関係機関との調整を図った上で、移譲事務に関する文書を整理し、適切に事務の引継ぎを行う。

#### (2) 移譲後の支援等

##### ① 移譲後の情報提供・助言等

県は、移譲後においても、法令改正や事務処理に関する情報提供等を適切に行うとともに、市町の求めに応じた助言や研修会の開催など、必要な支援に努めるものとする。特に、事務処理件数が少ない事務については、積極的な支援を行う。

##### ② 移譲の効果等の検証

移譲された事務については、移譲後も県と市町が緊密な連携を図るとともに、県は、当該事務の執行状況を確認するなど、移譲による影響・効果等について検証しながら、移譲事務の円滑かつ適正な執行を確保するものとする。

## V 方針の推進期間

本方針に基づき移譲を推進する期間は、平成29年度から平成33年度までとする。

## VI 移譲の手順及び時期

### 1 移譲の手順

移譲は、原則として、以下の手順により行うものとする。

内容	目安時期	県	市町
<b>1 移譲の検討</b> ①移譲対象事務に関する説明会 ・説明会は、必要に応じて開催  ②市町に対する照会 ・新規に移譲を希望する権限等 ・移譲対象事務リストへの追加を希望する権限 等	4月	移譲対象事務説明会	移譲希望検討
		照会	回答
	6月	取りまとめ・庁内調整	
<b>2 移譲に向けた協議・調整</b> ①事業担当課による協議・調整 ・市町から移譲希望があった権限について、県及び市町の事業担当課が移譲に向けて協議・調整  ②権限移譲状況一覧表の作成	10月	移譲に向けた協議・調整等	
		移譲する権限・時期の決定	
		状況一覧表の作成	
<b>3 特例条例の改正</b> ①条例改正に係る自治法協議 ・自治法協議は、書面により実施  ②特例条例の改正 ・新規移譲に係る特例条例は、原則12月議会により対応	11月	自治法協議	回答
	12月	特例条例改正	
<b>4 移譲事務の執行に向けた準備</b> ①県から市町への事務引継 ・説明会の開催、マニュアルの配布等  ②市町における準備 ・例規整備、住民への周知等	翌年 4月	移譲事務の引継	執行に向けた準備
			移譲事務の執行

### 2 移譲の時期

移譲の時期は、原則として4月1日とする。

ただし、法令改正や市町村合併等の特段の事情がある場合には、個別に協議を行い、移譲時期を決定する。

(別表) 移譲対象事務リスト〔平成30年10月～〕

1 まちづくり・土地利用規制分野(18法令)

No	分類	法令名	事務の概要	対象	県担当課	事務区分	重点移譲
1	都市計画	都市計画法	開発行為の許可等に関する事務	市町	都市計画課	イ	
2	都市計画	公有地の拡大の推進に関する法律	土地譲渡の届出受理等に関する事務	町	都市計画課	ア	
3	都市計画	土地区画整理法	事業認可等に関する事務	市町	都市計画課	イ	
4	都市計画	都市緑地法	保全計画・特別緑地保全地区等に関する事務	町	都市整備課	ア	
5	都市計画	都市再開発法	第一種市街地再開発事業の認可等に関する事務	市町	建築課	イ	
6	都市計画	都市再開発法	建築行為の許可等に関する事務	町	建築課	ア	
7	森林保全	森林法	林地開発行為の許可等に関する事務	市町	森林整備課	エ	○
8	農地	農地法	転用許可等に関する事務	市町	農政課	イ	
9	農地	租税特別措置法	所轄税務署長への通知等に関する事務	市町	農政課	ウ	
10	農地	農業振興地域の整備に関する法律	開発行為の許可等に関する事務	市町	農政課	イ	
11	住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律	終身建物賃貸借事業の認可等に関する事務	市町	住宅課	イ	
12	建築	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	特定施設に係る新築等の許可等に関する事務	特定行政庁	建築課	エ	
13	建築	建築基準法	建築統計の作成に関する事務	特定行政庁	建築課	エ	
14	建築	栃木県建築基準条例	避難及び通行の安全上支障がない旨の認定等に関する事務	特定行政庁	建築課	エ	
15	景観	栃木県景観条例	大規模行為の届出受理等に関する事務	特定行政庁 景観行政団体	都市計画課	エ	
16	災害対策	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	特定事業の許可等に関する事務	市町	廃棄物対策課	エ	○
17	災害対策	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可等に関する事務	市町	砂防水資源課	エ	
18	災害対策	地すべり等防止法	地すべり防止区域内における行為の許可に関する事務	市町	砂防水資源課	エ	

## 2 福祉分野（15法令）

No	分類	法令名	事務の概要	対象	県担当課	事務区分	重点移譲
19	地域福祉	民生委員法	民生委員協議会を組織する区域の決定に関する事務	市町	保健福祉課	エ	○
20	地域福祉	社会福祉法	社会福祉法人の定款認可等に関する事務（こども政策課所管分を除く）	町	保健福祉課ほか	ア	
21	高齢者	社会福祉法	軽費老人ホーム事業の許可等に関する事務	市町	高齢対策課	イ	
22	高齢者	社会福祉法	老人福祉センターの開始届出受理等に関する事務	市町	高齢対策課	イ	
23	高齢者	老人福祉法	有料老人ホームの設置届出受理等に関する事務	市町	高齢対策課	ア	
24	高齢者	老人福祉法	養護老人ホームの設置認可等に関する事務	市町	高齢対策課	イ	
25	高齢者	介護保険法	事業者等の指定等に関する事務	市町	高齢対策課	ア	
26	障害福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	事業者等の指定等に関する事務	市町	障害福祉課	ア	
27	障害福祉	身体障害者福祉法	身体障害者手帳の交付等に関する事務	市町	障害福祉課	イ	
28	障害福祉	児童福祉法	障害児通所支援事業の指定等に関する事務	市町	障害福祉課	エ	
29	子育て	社会福祉法	社会福祉法人の定款認可等に関する事務（こども政策課所管分に限る）	町	こども政策課	ア	○
30	子育て	児童福祉法	児童福祉施設の設置認可等に関する事務	市町	こども政策課	イ	
31	子育て	児童福祉法	認可外保育施設の届出受理等に関する事務	市町	こども政策課	イ	
32	子育て	児童福祉法	一時預かり事業の開始届出受理等に関する事務	市町	こども政策課	ウ	
33	子育て	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型以外の認定こども園の認定等に関する事務	市町	こども政策課	エ	

### 3 保健分野（5法令）

No	分類	法令名	事務の概要	対象	県担当課	事務区分	重点移譲
34	医療	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	施術所の開設の届出の受理等に関する事務	市町	医療政策課	エ	
35	医療	柔道整復師法	施術所の開設の届出の受理等に関する事務	市町	医療政策課	エ	
36	精神保健	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	自立支援医療費支給認定申請（精神通院医療）の所得審査に関する事務	市町	障害福祉課	エ	○
37	精神保健	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の診察・措置入院等に関する事務	中核市	障害福祉課	エ	
38	薬事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品の卸売販売業の許可等に関する事務	中核市	薬務課	エ	

### 4 衛生分野（13法令）

No	分類	法令名	事務の概要	対象	県担当課	事務区分	重点移譲
39	水道	水道法	専用水道の施設基準適合の認可等に関する事務	町	生活衛生課	ア	
40	水道	栃木県小規模水道条例	小規模水道の敷設の確認等に関する事務	市町	生活衛生課	ウ	
41	生活衛生	温泉法	温泉の利用許可に関する事務	市町	薬務課	エ	
42	生活衛生	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	特定建築物の届出の受理に関する事務	市町	生活衛生課	エ	
43	生活衛生	旅館業法	旅館業の経営の許可等に関する事務	市町	生活衛生課	エ	
44	生活衛生	興行場法	興行場の営業許可等に関する事務	市町	生活衛生課	エ	
45	生活衛生	公衆浴場法	公衆浴場の経営の許可等に関する事務	市町	生活衛生課	エ	
46	生活衛生	美容師法	美容所の開設の届出の受理等に関する事務	市町	生活衛生課	エ	
47	生活衛生	理容師法	理容所の開設の届出の受理等に関する事務	市町	生活衛生課	エ	
48	生活衛生	クリーニング業法	クリーニング所の開設の届出の受理等に関する事務	市町	生活衛生課	エ	
49	生活衛生	住宅宿泊事業法	住宅宿泊事業の届出の受理等に関する事務	市町	生活衛生課	エ	
50	生活衛生	動物の愛護及び管理に関する法律	動物取扱事業者の登録等に関する事務	中核市	生活衛生課	エ	
51	食品衛生	食品表示法	食品等の品質表示の指示等に関する事務	市町	生活衛生課	イ	

## 5 環境分野（14法令）

No	分類	法令名	事務の概要	対象	県担当課	事務区分	重点移譲
52	自然環境	自然環境の保全及び緑化に関する条例	行為の許可等に関する事務	該当区域のある市町	自然環境課	エ	
53	公害規制	環境基本法	騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務	町	環境森林政策課	ア	
54	公害規制	騒音規制法	規制地域の指定等に関する事務	町	環境保全課	ア	
55	公害規制	振動規制法	規制地域の指定等に関する事務	町	環境保全課	ア	
56	公害規制	悪臭防止法	規制地域の指定等に関する事務	町	環境保全課	ア	
57	公害規制	大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置届出受理等に関する事務	市町	環境保全課	イ	
58	公害規制	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括責任者の選任等に関する事務	市町	環境保全課	ア	
59	公害規制	ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設の設置届出受理等に関する事務	市町	環境保全課	イ	
60	公害規制	栃木県生活環境の保全等に関する条例	深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定に関する事務	市町	環境保全課	ウ	
61	公害規制	栃木県生活環境の保全等に関する条例	特定施設の届出受理等に関する事務	市町	環境保全課	ウ	
62	公害規制	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質排出量等に関する事項の届出等に関する事務	市町	環境保全課	エ	
63	公害規制	水質汚濁防止法	特定施設の設置届出受理等に関する事務	市町	環境保全課	エ	
64	公害規制	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等に関する事務	中核市	環境保全課	エ	○
65	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物再生事業者の登録に関する事務	中核市	廃棄物対策課	エ	

## 6 産業分野（5法令）

No	分類	法令名	事務の概要	対象	県担当課	事務区分	重点移譲
66	鉱工業	砂利採取法	砂利採取計画の認可等に関する事務	市町	工業振興課	イ	○
67	鉱工業	採石法	岩石採取計画の認可等に関する事務	市町	工業振興課	イ	
68	中小企業	中小企業団体の組織に関する法律	協業組合の設立の認可等に関する事務	市町	経営支援課	エ	
69	中小企業	中小企業等協同組合法	組合の設立の認可等に関する事務	市町	経営支援課	エ	
70	産業	中心市街地の活性化に関する法律	大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理に関する事務	市町	経営支援課	エ	○

## 7 農業分野（11法令）

No	分類	法令名	事務の概要	対象	県担当課	事務区分	重点移譲
71	農業	農業協同組合法	農事組合法人に関する事務	市町	経済流通課	エ	
72	農業	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	導入計画の認定等に関する事務	市町	経営技術課	エ	
73	農業	農薬取締法	販売者の届出の受理等に関する事務	市町	経営技術課	エ	
74	農業	肥料取締法	販売者の届出の受理等に関する事務	市町	経営技術課	エ	
75	農業	野菜生産出荷安定法	野菜指定産地の指定の申出等に関する事務	市町	生産振興課	エ	
76	畜産	獣医師法	診療簿及び検案簿の検査に関する事務	市町	畜産振興課	エ	
77	畜産	獣医療法	診療施設の開設の届出の受理等に関する事務	市町	畜産振興課	エ	
78	土地改良	土地改良法	土地改良区に関する事務	市町	農地整備課	エ	
79	土地改良	土地改良法	土地改良区を行う土地改良事業に関する事務	市町	農地整備課	エ	
80	土地改良	土地改良法	第3条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業に関する事務	市町	農地整備課	エ	
81	土地改良	土地改良法	市町村の行う土地改良事業に関する事務	市町	農地整備課	エ	

## 8 安全・安心分野（3法令）

No	分類	法令名	事務の概要	対象	県担当課	事務区分	重点移譲
82	保安	ガス事業法	販売事業者からの報告徴収等に関する事務	町	工業振興課	ア	
83	保安	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	販売事業者からの報告徴収等に関する事務	町	工業振興課	ア	
84	消費者	計量法	立入検査等に関する事務	市町	産業政策課	エ	○

## 9 教育分野（1法令）

No	分類	法令名	事務の概要	対象	県担当課	事務区分	重点移譲
85	社会教育	社会教育法	社会教育主事の資格の認定に関する事務	市町	生涯学習課	エ	